

## 広陵町日常生活用具給付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障がい者等に対して、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって障がい者福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 障がい者等 町内に居住地を有する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (2) 難病患者 厚生労働省科学研究難治性疾患克服研究事業（特定疾患調査研究分野）の対象疾患患者及び関節リウマチ患者をいう。

### (日常生活用具の種目及び対象者)

第3条 給付の対象となる日常生活用具の種目及びその対象者は、障がい者等にあつては別表第1、難病患者にあつては別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 町長が別表第1及び別表第2に掲げる対象者に準ずると認める場合にあつては、前号に係わらず対象者とする。
- 3 前2号の対象者のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）又は広陵町高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成12年11月広陵町告示第33号）により、給付の対象となる日常生活用具と同等の用具の給付、貸与又は購入費の支給が受けられる者は、対象者から除く。

### (日常生活用具の給付の手続)

第4条 日常生活用具の給付を受けようとする対象者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で対象者を現に保護する者をいう。以下同じ。）（以下「申請者」という。）は、広陵町日常生活用具給付申請書（第1号様式。）を町長に提出するものとする。

ただし、別表第2の日常生活用具の給付を受けようとする場合にあつては、医師により作成された広陵町日常生活用具意見書（第2号様式。以下「意見書」という。）を添付しなければならない。

- 2 町長は、日常生活用具給付の可否を決定するにあたり必要と認める場合は、申請者に対し、意見書の添付を求めることができる。
- 3 町長は、第1項の規定による申請があつたときは、必要な調査等を行い、広陵町日常生活用具給付調査書（第3号様式）を作成するものとする。

### (日常生活用具の再給付)

第5条 対象者が、既に給付を受けている日常生活用具と同一種目の日常生活用具の再給付に係る申請については、次の各号いずれかに該当しなければならない。

- (1) 前回の給付決定日から別表第1及び別表第2の「耐用年数」欄に規定する期間を経過し

ていること。

- (2) 前号に該当しない場合であって、修理不能の場合、再給付の方が部品交換よりも真に合理的かつ効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等に伴う新たな機器の方が障がい者等の用具の使用効果が向上すると町長が認めた場合。

(給付の決定等)

第6条 町長は、日常生活用具の給付を決定したときは、申請者に対し、広陵町日常生活用具給付決定通知書（第4号様式）により通知するとともに、広陵町日常生活用具給付券（第5号様式。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

- 2 町長は、日常生活用具の給付を却下したときは、広陵町日常生活用具給付却下通知書（第6号様式）に理由を付して申請者に通知するものとする。

(日常生活用具の給付)

第7条 前条第1号の規定により日常生活用具の給付の決定を受けた申請者（以下「受給者」という。）は、日常生活用具販売業者（以下「業者」という。）に給付券を提示して日常生活用具の給付を受けるものとする。

(費用の負担)

第8条 受給者は、日常生活用具の給付を受けたときは、業者に対し、給付券を提出するとともに、給付に要する費用の一部を業者に直接支払うものとする。

- 2 前項の規定により支払う額（以下「費用負担額」という。）は、法に基づく補装具費の支給の例によるものとする。ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(業者への支払)

第9条 業者は、日常生活用具の給付に要した費用から前条の利用者負担額を差し引いた額を、給付券を添付し、町長に請求するものとする。この場合において、日常生活用具の給付に要した費用は、別表第1及び別表第2の「基準額」欄に定める額を限度とする。

(排泄管理支援用具の特例)

第10条 町長は、申請者の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

- (1) 別表の基準額（月額）の範囲内で1ヶ月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍（2カ月分）の額を給付券1枚に記載して交付すること。  
(2) 給付券は、申請1回につき3枚（半年分）まで一括交付すること。  
(3) 第8条に規定する費用の負担については、給付券1枚につき算定すること。

(日常生活用具の返還)

第11条 町長は、虚偽その他不正な手段により日常生活用具の給付を受けた者がいるときは、当該日常生活用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(点字図書、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費の給付)

第12条 点字図書の給付については、広陵町点字図書給付事業実施要綱（平成18年9月広陵町告示第31号）に定めるところによるものとする。

2 居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費の給付については、広陵町住宅改修費給付事業実施要綱（平成18年9月広陵町告示第30号）に定めるところによるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成18年10月1日広陵町告示第29号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(在宅重度障害児等日常生活用具給付事業実施要綱及び広陵町重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱の廃止)

2 在宅重度障害児等日常生活用具給付事業実施要綱（平成12年9月広陵町告示第23号）及び広陵町重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱（平成12年9月広陵町告示第24号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に廃止前の在宅重度障害児等日常生活用具給付事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為及び廃止前の広陵町重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成25年5月30日広陵町告示第18号）

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(広陵町難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の廃止)

2 広陵町難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成19年2月広陵町告示第58号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に廃止前の広陵町難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。